

紋別市次世代育成支援行動計画

【後期計画】概要版

～ 豊かな心で親も子ども、みんなで未来をつなぐまち ～

紋 別 市

計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

平成 18 年 12 月、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口」が公表され、我が国の年少人口（15 歳未満）は、平成 17 年を 100 とすると平成 47 年には 60 まで減少すると予測されています。少子化の主たる要因である結婚年齢の高齢化、夫婦の出生力の低下に依然として歯止めがかからず、今後も少子化が進行すると予想されています。

紋別市では、少子化の流れを変えるために集中的・計画的に取り組みを促進することを目的とする 10 年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年 3 月に「紋別市次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもの健全な育成や子育て環境の整備に努めてきました。

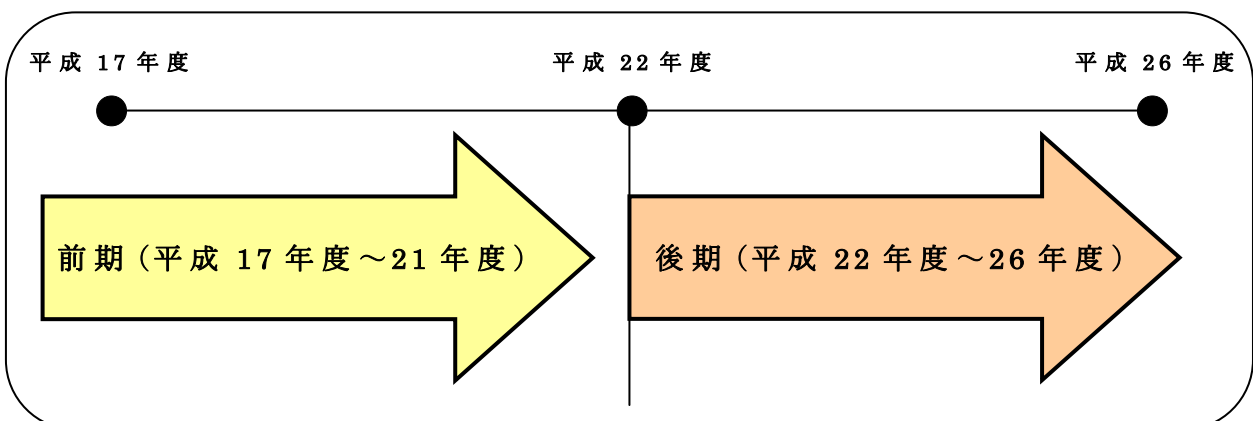
計画の前期期間の終了にあたり、社会環境の変化、施策の進行状況の把握を踏まえ、次代を担う子どもが健やかに育つ環境の整備・充実を図るため、前期計画を見直し、本後期計画を策定して事業を実施していきます。

計画の位置付け

本計画は、紋別市の上位計画である「第 5 次紋別総合計画」と整合性を図り、各計画及び連携する施策と連携するものです。

計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成 17 年度から 10 年間の計画的な取り組みを進めるために制定されたことから、平成 17 年度からの 5 年間で前期計画と位置付け、本計画は、前期計画策定後の社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等の必要な見直しを踏まえ、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間（後期計画）とします。



計画の基本的な考え方

基本理念

本計画の基本理念は、本市の最上位計画である「第5次紋別市総合計画」のまちづくり基本計画での「安心して健やかに暮らせるまちづくり」「快適な環境で暮らせるまちづくり」「いきいきと学び続けるまちづくり」の基本目標の下、親も子どもも豊かな心でたくましい心を育みながら、次代を超えて市民と一体となって未来に向かうまちづくりを目指すため、当初（前期）の理念を今後も継承することとし、次のとおり定めます。

「豊かな心で親も子ども、みんなで未来をつなぐまち」

基本的な視点

本計画における基本的な視点を次の3つの視点とします。

子どもの視点

豊かな心とたくましい成長を支援する環境づくり

親の視点

子育てが幸せと思える環境づくり

地域の視点

地域・社会全体で支えあう環境づくり

基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、上記の基本的な視点をもとに、5つの基本目標を掲げ、総合的かつ効果的な施策を推進します。

1 地域における子育ての支援

2 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援

3 子育て家庭への健康確保と増進

4 家庭・地域・学校の教育環境の充実

5 安心・安全な生活環境の整備

計画の施策体系

基本理念

豊かな心で親も子ども、みんな未来をつなぐまち

基本目標

1. 地域における子育ての支援

2. 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援

3. 子育て家庭への健康確保と増進

4. 家庭・地域・学校の教育の充実

5. 安心・安全な生活環境の整備

基本施策

次代を担う人づくり

子育て家庭への支援

保育所サービス等の充実

仕事と子育て両立の推進

児童虐待防止対策の充実

ひとり親家庭の自立支援の推進

障害児施策の充実

子育て家庭への健康の確保

食育の推進

思春期保健対策の充実

小児医療の充実

学校教育環境等の整備

家庭や地域の教育力の向上

児童の健全育成の充実

快適な生活環境の充実

交通安全等の推進

子どもに安全なまちづくりの推進

計画の具体的実施施策

基本目標 1

地域における子育ての支援

すべての子育て家庭が安心して子育てできるように、多様な保育サービスの充実、妊娠から出産・育児のそれぞれの時期にわたる相談や情報の提供、子育てをする親同士の交流の場の提供など、きめ細かな子育て支援サービスを推進します。

1 次代を担う人づくり

- 次代の親となる子どもたちの育成支援
- 親が子に対する責務・役割を果たすための支援

2 子育て家庭への支援

- 地域子育て支援センター機能の充実
- 子育て相談支援体制の充実
- 子育て情報の提供と助言等の充実
- 経済的負担の軽減

3 保育サービス等の充実

- 保育体制の充実
- 保育環境の充実（幼保連携）

4 仕事と子育て両立の推進

- 仕事と家庭生活の両立支援
- 子育てに参画できる環境づくりの推進

基本目標 2

配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援

すべての子どもの人権や生命を守るため、虐待の防止や対応を充実するとともに、ひとり親家庭や発達支援が必要な子どもなど、配慮を必要とする子どもや家庭への支援を推進していきます。

1 児童虐待防止対策の充実

- 早期発見・早期対応の連携
- 被害に遭った子の保護・支援・ケアの充実

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

- 相談・指導等の支援
- 自立への支援

3 障害児施策の充実

- 生活支援の充実
- 障害児保育・教育の充実

基本目標 3

子育て家庭への健康確保と増進

子どもを安心して産み育てられるよう、妊産婦や乳幼児の健康管理、小児救急医療体制の充実、子どもの正しい食習慣を普及啓発する食育の推進など、保健・福祉及び教育の連携を推進し、子どもと子育て家庭の保健施策の充実に努めます。

1 子育て家庭への健康の確保

- 安全な妊娠・出産への支援
- 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援
- 子どもと母親への健康支援

2 食育の推進

- 妊娠・乳幼児栄養指導の充実
- 情報提供・学習機会の充実

3 思春期保健対策の充実

- 性教育の普及・啓発
- 喫煙・薬物乱用等の防止活動の推進

4 小児医療の充実

- 地域医療体制の充実
- 救急医療体制の充実

基本目標 4

家庭・地域・学校の教育環境の充実

心身ともに健康な子どもの成長を支援していくため、しつけなどの家庭における教育力の向上、様々な体験の機会を提供する地域活動への支援、子ど

もとじっくり向き合う教職員の育成など、家庭・学校・地域の相互の取り組みによって教育を担い、社会全体で子どもを育む教育環境の充実に努めるとともに、子どもの健全育成に取り組む環境づくりを推進します。

1 学校教育環境等の整備

- 幼児教育の充実
- 学校教育の充実
- 学校環境の充実

2 家庭や地域の教育力の向上

- 家庭教育への支援
- 地域の教育力の向上

3 児童の健全育成の充実

- 健全な児童の育成
- 各種交流活動等の充実

基本目標5

安心・安全な生活環境の整備

次世代を担う子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、快適な生活保全活動の推進を図るとともに、子どもたちが交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、地域の防犯体制の確立などによって、将来に向け子どもにやさしいまちづくりを推進します。

1 快適な生活環境の充実

- 快適な住宅供給
- 良好な居住環境の充実

2 交通安全の推進

- 交通安全運動の充実
- 安全な道路交通環境の整備

3 子どもに安全なまちづくりの推進

- 犯罪等の被害者防止活動の推進
- 有害環境対策の促進

事業目標設定一覧

国が数値目標の報告を求める事業について、本市では次のとおり目標を設定しています。

事業名	事業内容	平成21年度 事業実施	平成26年度 事業目標値
ファミリーサポート センター事業 <small>(紋別の事業展開で実施)</small>	育児援助を受けたい人と援助を行いたい人による会員登録制の相互援助組織事業	—	1カ所
放課後児童健全 育成事業	小学生低学年児童等に放課後に保育を行う事業	4カ所	4カ所
一時保育事業	一時的な保育事業	3カ所	3カ所
地域子育て支援 拠点事業 (センター型) ※1	子育てに関する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域子育て家庭に対する育児支援を行う事業	市単独1カ所	1カ所
通常保育事業	通常時間の保育	定員290人	定員290人
延長保育事業 <small>(紋別の事業展開で実施)</small>	通常保育時間を延長して保育を行う事業	3カ所	3カ所

事業の性質上、今後のニーズ動向や他施策等によって検討される事業

事業名	事業内容
病児・病後児 保育事業 ※2	病気回復期にあるが、保護者が労働等の理由に家庭において保育できない場合において子どもを預かる事業
子育て短期支 援事業 <small>(ショートステイ)</small>	保護者が病気になった場合などに、児童養護施設等において一時的に子どもを短期間(7日間程度)預かる事業
子育て短期支 援事業 <small>(トワイライトステイ)</small>	保護者が仕事等により、恒常的に帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に子どもを預かる事業
特定保育事業	就学前児童を対象に週2,3日程度または午後など必要に応じて保育を行う事業
休日保育事業	日曜・祝日の保育事業
夜間保育事業	夜間の保育事業

※1 つどいの広場事業および地域子育て支援センター事業は、「地域子育て支援拠点事業」に統合

※2 乳幼児保健支援一時預かり事業から「病児・病後児保育事業」に名称変更

計画の推進

1 関係機関等との連携

本計画の推進にあたり、他の部門別計画及び他関係計画との整合性を図るとともに、庁内関係課をはじめ、関係行政機関等との連携を図るとともに、地域・各種関係団体・企業などとの連携と協力を図りながら推進します。

2 市民と共に次代を担う子どもを育む

市民一人ひとりが支え合う意識を持ち、市民と一緒に次代を担う子どもたちを育むまちづくりを推進します。

3 財政への的確かつ柔軟な対応

厳しい財政状況の中、本計画の実現に向けての各種事業の実施にあたり、適性な財源確保に努めるとともに、今後の社会・経済情勢や国の動向に的確かつ柔軟に対応し、計画の推進に努めます。

紋別市次世代育成支援行動計画
【後期計画】概要版

～ 豊かな心で親も子ども、みんなで未来をつなぐまち ～

発行	平成 22 年 4 月
発行者	紋別市
編集	紋別市保健福祉部児童家庭課児童家庭係 紋別市幸町2丁目1番18号
電話	0158-24-2111 (内線 446・447)